

片淵中学校及び淵中学校給食調理物等運搬業務委託仕様書

1 件 名 片淵中学校及び淵中学校給食調理物等運搬業務委託

2 履 行 期 間 平成30年9月4日から平成33年7月16日まで

3 履 行 場 所 指定場所(別紙のとおり)

4 業務遂行上の条件

貨物自動車運送事業法(平成元年12月19日法律第83号)第3条の規定に基づく、国土交通大臣の許可を有すること。

5 業務内容

親学校で調理した給食等を子学校へ配送し、指定された場所に納品する。給食終了後、食器・食缶等を回収し、親学校へ返却する。

本業務においては、配送から返却までを1回とし、予定回数は540回とする。

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
予定回数	117回	180回	180回	63回

なお、各親学校、子学校の配送時間、回収時間及びコンテナ車、コンテナボックスの規格については、別紙のとおりとする。

6 特記事項

- (1)配送に使用する車両、業務に従事する人員の身なり等の清潔保持に努め、特に調理物の配送に際しては、別添「学校給食用配送車衛生管理マニュアル」(長崎市教育委員会)を遵守し、衛生管理面の徹底を図ること。
- (2)配送中には、運搬物以外の荷物等と一緒に車両に載せないこと。
- (3)業務従事人員は、運転者を含み2名以上とする。
- (4)コンテナ車及びコンテナボックスは、丁寧に扱うこと。なお、コンテナ車を搬入搬出する際に、入口の段差が支障となる場合は簡易的なスロープを受注者で準備すること。また、淵中学校についてはコンテナボックス運搬用に台車を必要とするため、台車は受注者で準備すること。
- (5)食器、食缶等は、コンテナボックスから取り出し、クラス別に配膳棚へ納品すること。なお、作業前には手洗いを行うこと。
- (6)検便検査(赤痢菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌O-157に係る項目で分離培養による検査)を毎月2回(各回の間隔は15日程度あけること)実施し、検査の結果報告書を発注者に速やかに提出すること。また、陽性の結果が出た者は、発注者の許可が出るまで業務に従事させないこと。なお、初回については、業務開始日の前日までに、また、中途において新規の採用者を業務に従事させる場合は、最初に従事する日の前日までに2週間以内に実施した検査の結果報告書を発注者に提出すること。
- (7)ノロウイルス対策については、日頃から念入りな手洗いの励行を行うなどノロウイルスの予防に努めること。下痢又は嘔吐等の症状があるものについては、感染の有無の確認の

ため医療機関を受診させ、疑いがある者及び検査結果により陽性となった者はノロウイルスを保有していないことが確認できるまで出勤停止とすること。また、同居者に症状がある場合も検査結果が判るまでは出勤停止とすること。

(8)搬入・搬出については、検査職員の検収を受けること。

(9)配送には片淵中学校についてはパワーゲート車(2t車)、淵中学校についてはバンボディ車(2t車以下)を使用すること。

(10)別紙記載のコンテナ車及びコンテナボックスを運搬できる車両を使用すること。

(11)業務にあたっては、労災事故防止に努めること。なお、受注者は、本委託業務履行の結果、受注者の責に帰すべき事由により、学校等に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。

7 履行日の連絡

履行日の連絡は、発注者から受注者に対して「履行日連絡票」(様式1)により給食実施月の前月20日までに行うものとする。

8 業務の報告

(1)受注者は、発注者に対して、業務終了後、「履行状況報告書」(様式2)により翌日(長崎市の休日を定める条例に定める休日にあたる場合は直後の業務実施日)までにFAX等で報告すること。

(2)業務履行中に、交通事故等の問題が発生した場合には、臨機の措置をとるとともに、事故及び措置の内容について遅滞なく親学校長、子学校長及び発注者に連絡すること。また、速やかに事故報告書(任意様式)を作成し、発注者に提出すること。

(3)実績報告は、当該月の業務終了後、「学校給食調理物等運搬業務実績報告書」(様式3)にて親学校長及び子学校長の確認を受けて、翌月10日(長崎市の休日を定める条例に定める休日にあたる場合は直前の業務実施日)までに発注者に提出すること。ただし、年度の最終月は同月末日、契約最終月は履行期間の最終日までに提出すること。なお、様式2の原本については、実施月分を取りまとめ後、様式3と併せて発注者に提出し、検査を受けること。

9 業務責任者

業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって発注者に通知する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

・氏名 ・受注者との雇用関係を証明する書類

10 業務担当者

本業務の実施に先立ち、業務担当者に関する次の事項について、書面をもって発注者に通知する。なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

・氏名 ・受注者との雇用関係を証明する書類

11 委託料の支払い

給食休止月の8月を除き、8(3)の検査に合格後、完了月分について請求できるものとする。

12 そ の 他

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項においては、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、決定するものとする。

別紙

1. 片淵中学校

(1) 履行場所

	学校名	住所	電話番号	FAX番号
親学校	上長崎小学校	長崎市下西山町9番1号	824-0369	824-5551
子学校	片淵中学校	長崎市片淵3丁目22番22号	826-6328	826-6329

(2) 配送時間

11時40分を目安に親学校を出発すること。
12時10分までに子学校に配送を完了すること。

(3) 回収時間

13時40分を目安に子学校にて回収を開始すること。
14時00分までに親学校に返却を完了すること。

(4) コンテナ車

品名	規格	数量	配送先
コンテナ (車輪付)	W1400×D880×H1410	3台	片淵中学校

※コンテナ車の台数は、上記の台数が最大になります。
※給食の献立内容によってコンテナ車の積載量は変わります。

2. 淀中学校

(1) 履行場所

	学校名	住所	電話番号	FAX番号
親学校	稻佐小学校	長崎市稻佐町11番1号	861-2650	861-2834
子学校	淀中学校	長崎市梁川町21番5号	861-0274	861-2712

(2) 配送時間

11時50分を目安に親学校を出発すること。
12時20分までに子学校に配送を完了すること。

(3) 回収時間

13時30分を目安に子学校にて回収を開始すること。
14時00分までに親学校に返却を完了すること。

(4) コンテナボックス

品名	規格	数量	配送先
コンテナ ボックス	サンボックス#60 外寸 637×520×221	8個	淀中学校
コンテナ ボックス	サンボックス#36C 外寸 496×341×265	3個	淀中学校
コンテナ ボックス	サンボックス#75 外寸 656×456×326	8個	淀中学校
コンテナ ボックス	サンボックス#54-2 外寸 551×399×307 サンボックス#75-2 外寸 592×455×354	15個	淀中学校
コンテナ ボックス	サンボックス#54-3 外寸 567×399×306	8個	淀中学校
コンテナ ボックス	サンボックス#75-2 外寸 592×455×354	4個	淀中学校

※コンテナボックスの数は、上記の数が最大になります。

※運搬するコンテナボックス数については、給食の献立内容によって増減があります。

様式1

平成 年 月 日

様

長崎市長

月分 履行日連絡票

- 1 件 名 片淵中学校及び淵中学校給食調理物等運搬業務委託
- 2 履行場所 指定場所
- 3 業務内容 調理物等の運搬業務
- 4 担 当 者

(中学校分)

履行日	○×	履行日	○×	履行日	○×
1日		11日		21日	
2日		12日		22日	
3日		13日		23日	
4日		14日		24日	
5日		15日		25日	
6日		16日		26日	
7日		17日		27日	
8日		18日		28日	
9日		19日		29日	
10日		20日		30日	
				31日	

様式2

平成 年 月 日

長崎市長 様

履行状況報告書

- 1 件 名 片淵中学校及び淵中学校給食調理物等運搬業務委託
2 履行場所 指定場所
3 業務内容 調理物等の運搬業務
4 担当者

中学校分			従事者		
年 月 日(曜日)					
車両番号					
種別	場所	時間	積載数量		
配送	親学校	: 発	コンテナ車(台) コンテナボックス(台)		
		: 発	コンテナ車(台) コンテナボックス(台)		
	子学校	: 着	コンテナ車(台) コンテナボックス(台)		
		: 着	コンテナ車(台) コンテナボックス(台)		
返却	子学校	: 発	コンテナ車(台) コンテナボックス(台)		
		: 発	コンテナ車(台) コンテナボックス(台)		
	親学校	: 着	コンテナ車(台) コンテナボックス(台)		
		: 着	コンテナ車(台) コンテナボックス(台)		
備考					

所在地

名 称

代表者

平成 年 月 日

長崎市長 様

月分 学校給食調理物等運搬業務実績報告書

- 1 件 名 片淵中学校及び淵中学校給食調理物等運搬業務委託
 2 履行場所 指定場所
 3 業務内容 調理物等の運搬業務
 4 担 当 者

今月分の実績は以下のとおりです。

業務従事日	業務従事日	業務従事日	業務従事回数
月 日	月 日	月 日	回
月 日	月 日	月 日	
月 日	月 日	月 日	確 認
月 日	月 日	月 日	
月 日	月 日	月 日	小 学 校
月 日	月 日	月 日	
月 日	月 日	月 日	中 学 校
月 日	月 日	月 日	

所在地

名 称

代表者

印

**学校給食用
配送車衛生管理マニュアル**

長崎市教育委員会 健康教育課

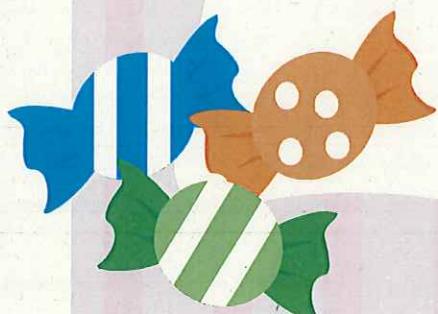
目 次

学校給食の衛生管理	P 1
健康管理チェック	P 2
手洗いのポイント	P 3
正しい手洗いの方法	P 4
白衣・帽子・マスクの着用	P 5
配送車両の衛生管理について	P 6

学校給食の衛生管理

学校給食は、何よりも安全であることが重要です。対象が抵抗力の弱い子どもたちであることから、食中毒や感染症が発生した場合大きな事故になりがちです。

安心・安全な学校給食を提供するためには、配送を担当する職員も調理員と同様に衛生管理に努めることが重要です。



健康管理チェック

給食業務に関わる一人一人の健康管理が食中毒の予防につながります。配送職員は、毎朝必ず健康状態を確認してください。また、雇用者は、配送職員の健康状態を日頃からよく観察し、通常の状態でないと判断した場合は勤務を中止させてください。

◎ 学校給食に携わる調理員は、下記のような項目を毎日チェックすることが義務付けられています。配送を担当する職員も同様に毎日点検をお願いします。

点検項目

1 白衣・マスク・帽子・履物は 清潔であるか	4 発熱・腹痛・嘔吐をしていないか
2 爪はのびていないか	5 手指に化膿性疾患はないか
3 下痢をしていないか	6 本人や家族に感染症又はその疑いが ある者はいないか

ノロウイルスは少ないウイルス量で感染するので、ごくわずかなふん便や吐ぶつが付着した食品や食器具でも多くのヒトを発症させるとされています。常日頃から手洗いを徹底することが大切です。

手洗いのポイント

項目	留意点
手洗いが必要なとき	<ol style="list-style-type: none">1 配膳室等に入るとき。2 作業開始前。3 用便後。4 作業の途中で髪や鼻、口、耳などにふれたとき。5 その他汚染の可能性があると思われるとき。

- 人の手には、数えきれないほどの微生物が付着している。
- 人の手は、食中毒を起こす病原微生物の「運び屋」である。
- 手に付いた病原微生物を洗い落とすことで、食中毒は予防できる。
- ノロウイルスや病原性大腸菌O157などは、食品中で増えなくても少數が付着しただけで食中毒を起こす。

次ページの正しい手洗いの方法を参考にしてください



学校給食における作業中の手洗いマニュアル 一覧表

1 流水で汚れを洗い落とす



2 手洗い用石けん液を泡立てる



3 手全体を洗う



4 流水でよくすすぐ



5 ペーパータオルでふく



非汚染作業の中で

- ・食品に直接触れる前
 - ・生の食肉類、魚介類、卵、加熱前の野菜等に触れた後
 - ・汚れたものを触った場合
 - ・その他、必要と考えられる場合
- アルコール消毒を行う。

6 アルコールをかける



7 手全体にアルコールをすり込む



「学校給食調理場における手洗いマニュアル」より
(平成20年3月 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課)

白衣・帽子・マスクの着用



- ◎給食運搬時は、白衣・帽子・マスクを着用してください。
- ◎食器・食缶等の回収・運搬時にも、白衣と帽子は着用してください。
- ◎白衣・帽子は、常に清潔なものを着用してください。
- ◎マスクは、毎日清潔なものに交換してください。

配送車両の衛生管理について

配送車両の衛生管理には十分留意し、常に清潔な状態を保ってください。

- 1 運搬車両の清掃を励行し、常に良好な衛生環境を維持するようにしてください。
- 2 荷台内部は、清掃及びアルコールの噴霧等による消毒等を行ってください。
- 3 二次汚染を避けるために靴も清潔にしてください。



※パワーゲートを使用するときや
コンテナ車を運ぶときは、必ず
2人で作業を行ってください。